

評議員会運営規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人新しき村（以下「この法人」という。）の評議員会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(構成及び出席)

第2条 評議員会は、すべての評議員をもって組織する。

- 2 理事は、必要に応じて評議員会に出席することが出来る。
- 3 監事は、評議員会に出席し、意見を述べるものとする。

(評議員の職務)

第3条 評議員は、法人の最終意思決定に関与する立場として以下の注意義務と責任を負うことを確認して職務を行う。

- (1) 法人の健全な運営に資するため誠実に職務を遂行する注意義務を負う。。
- (2) 議決に参加する際には内容を理解し、適切な判断を下す責任がある。

第2章 評議員会の種類及び招集

(評議員会の種類)

第4条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

- 2 定時評議員会は、年1回毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するものとし、理事長がこれを招集する。
- 3 臨時評議員会は、年1回は毎事業年度開始前に開催するものとし、その他必要がある場合には、いつでも開催するものとし、理事長がこれを招集する。

(招集の手続)

第5条 評議員会を招集する場合には、理事会の決議によって、次の事項を定める。

- (1)評議員会の日時及び場所
- (2)評議員会の目的である事項があるときは、その事項
- (3)次に掲げる事項が評議員会の目的である事項であるときは、当該事項に係る議案の概要
 - イ 役員等の選任
 - ロ 役員等の報酬等
 - ハ 事業の全部の譲渡
 - ニ 定款の変更
 - ホ 合併

(招集の通知)

第6条 評議員会を招集するには、理事長は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して書面でその通知をしなければならない。

- 2 理事長は、前項の書面による通知の発出に代えて、評議員の承諾を得た電磁的方法により通知を発出することができる。
- 3 前2項の通知には、第5条第1項各号に掲げる事項を記載し、又は記録する。

(招集手続の省略)

第7条 前条の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

- 2 前項の規定により評議員会を開催する場合には、評議員の全員からこれに同意する旨を書面又は電磁的方法により受理し、記録しなければならない。

第3章 評議員会の議事

(議長)

第8条 評議員会の議長は、評議員会会長がこれに当たる。

- 2 前項の評議員会会長は、評議員会において選出する。

(評議員会の運営)

第9条 評議員会は、評議員現在数の過半数の出席がなければ、開催することができない。

- 2 議長は、評議員会の開会に際し、出席者数を確認しなければならない。
- 3 議長は、評議員会の秩序を維持し、議事を整理する。

(評議員会の決議事項)

第10条 評議員会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）並びに定款に定める次の事項を決議する。

- (1)役員、評議員の選任及び解任
- (2)役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程
- (3)役員の報酬並びに費用の額の決定
- (4)定款の変更
- (5)各事業年度の事業計画及び予算の承認
- (6)各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (7)長期借入金（借入期間が当該事業年度末を越える借入金）の借入並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (8)その他一般社団・財団法人法並びにこの定款に定める事項

(議決)

第11条 評議員会の議事は、議決に加わることができる評議員現在数の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。前段の場合において、議長は、評議員として表決に加わることはできない。

- 2 前項にかかわらず、次に掲げる決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
- (1)監事の解任
 - (2)役員の責任の一部免除
 - (3)定款の変更
 - (4)事業の全部又は一部の譲渡
 - (5)公益目的事業の全部の廃止
 - (6)一般財団法人の継続
 - (7)合併
- 3 前項第3号にかかわらず、目的、公益目的事業並びに評議員の選任及び解任に係る定款の変更の決議は、議決に加わることができる評議員の議決権の4分の3以上に当たる多数をもって行わなければならない。
- 4 前3項の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(評議員会への報告事項)

- 第12条 理事は、一般社団・財団法人法並びに定款に定める事項について、評議員会へ報告するものとする。
- 2 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査するものとし、この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を評議員会に報告するものとする。

(理事等の説明義務)

- 第13条 理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、その事項について必要な説明をしなければならない。ただ、その事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合その他正当な理由がある場合として法令で定める場合は、その限りではない。

(議事録)

- 第14条 評議員会の議事については、書面をもって議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、別表に掲げる事項を記載しなければならない。

第4章 事務局

(事務局)

- 第15条 評議員会の事務局には、専務理事がこれに当たる。

第5章 雜則

(改廃)

第16条 この規則の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則 この規則は、令和7年4月18日から施行する。

別表

議事録記載事項

- 1 開催され九日時及び場所（理事、監事、又は評議員が評議員会に出席をした場合における当該出席の方法）
- 2 議事の経過の要領及びその結果
- 3 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名
- 4 次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
 - イ 監事が監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べたとき
 - ロ 監事を辞任した者が、辞任後最初に招集された評議員会に出席して辞任した旨及びその理由を述べたとき
 - ハ 監事が監事の報酬等について意見を述べたとき
- 5 評議員会に出席した評議員、理事、監事の氏名又は名称
- 6 評議員会の議長が存するときは、議長の氏名
- 7 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名